

茨城県議会議員一般選挙

忘れずに投票しましょう！

期日前投票制度

○期日前投票ができる人

投票日に、仕事・旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

- 受付期間 12月2日(土)～9日(土)
- 時 間 午前8時30分～午後8時まで
- 場 所 市役所伊奈庁舎1階ロビー
市役所谷和原庁舎1階相談室

不在者投票制度

○不在者投票ができる人

市外に滞在・旅行中の方は、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができますので、お早めに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙は滞在先へ郵送します。

また、県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、そこで不在者投票を行うことができますので、病院・施設に申し出てください。

★投票日

12月10日(日)

【告示日 12月1日(金)】

★投票時間

午前7時～午後8時

投票できる方

今回の県議会議員一般選挙で投票できる方は、次のすべてに該当し、つくばみらい市の選挙人名簿に登録されている方です。

○昭和61年12月11日までに生まれた方

○平成18年9月1日までにつくばみらい市に転入届を出して、現在引き続き3か月以上市内に住所を有する方

投票するには

投票所の入場券は、みなさんのお宅へ郵送します。

投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票してください。なお、入場券は、2人分の入場券を1枚のハガキで発行しますので、投票の際にはご自分の分を切り取って投票所にご持参ください。

入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。本人であることが確認できるもの(運転免許証など)を持参して、投票してください。

市外へ転出した方

つくばみらい市の選挙人名簿に登録され、平成18年8月10日以降につくばみらい市から県内の市町村に転出し、その後、他の市町村に転出していない方は、「引き続き県内に住所を有する証明書」(現住所地の市町村長の発行したもの)を提示すれば、つくばみらい市で投票できます。

※なお、県外に転出した方は、茨城県議会議員一般選挙の選挙権はありません。

他市町村から転入された方

平成18年9月2日以降に県内からつくばみらい市に転入届を提出された方で、転入前の市町村の選挙人名簿に登録されており、その後、他の市町村に転出していない方は、「引き続き県内に住所を有する証明書」を提示すれば、転入前の市町村で投票できます。

※証明書は、市役所伊奈庁舎・谷和原庁舎の市民窓口課で無料発行しています。

なお、証明書の発行時間は、

- 12月2日(土)～12月8日(金) 午前8時30分～午後5時15分
- 12月9日(土) 午前8時30分～午後8時
- 12月10日(日) 午前7時～午後8時

選挙会 (開票)

- 日時 12月10日(日) 午後9時10分から
- 場所 市立伊奈公民館

◆問い合わせ先

市選挙管理委員会
(市役所伊奈庁舎総務課内)

☎58-2111
(内線1215)